

◎小規模事業者(注1)持続化補助金

小規模事業者が、商工会議所・商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。補助上限額:50万円(注2)

(注1)小規模事業者とは、製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む会社および個人事業主であり、常時使用する従業員の数が20人以下(卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業は除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

(注2)75万円分の経費に対して、その2/3の50万円を補助します。全体の補助対象経費が100万円、200万円と要した場合、そのうちの75万円が補助対象となり、50万円が補助されます。また、全体の経費が60万円の場合、60万円が補助対象となり、40万円が補助されます。

(注3)雇用を増加させる取組については、150万円の経費に対して、その2/3の100万円を補助上限とします。

(注4)従業員5人以下の小規模事業者を優先的に採択します。

(注5)支払いを受けた補助金は融資のように返済する必要はありません。

＜商店や飲食店で想定される取組例＞

①広告宣伝

・新たな顧客層の取り込みを狙ったチラシの作成

②集客力を高めるための店舗改装

・飲食店が和式トイレを洋式トイレに改造したり、座敷を掘りごたつにするなどより、幅広い年代層の集客を図る

・パン屋が衛生面を強化するため、陳列してある商品の上にカバーを付け、商品がホコリなどに触れない工夫を図る

③商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

・古くなった商品パッケージのデザインを一新

(募集期間)

受付開始 : 平成26年2月27日(木)

第1次受付締切 : 平成26年3月28日(金) [締切日17時必着]

第2次受付締切 : 平成26年5月27日(火) [締切日17時必着]

お問い合わせは、丹波市商工会(TEL82-3476)迄。